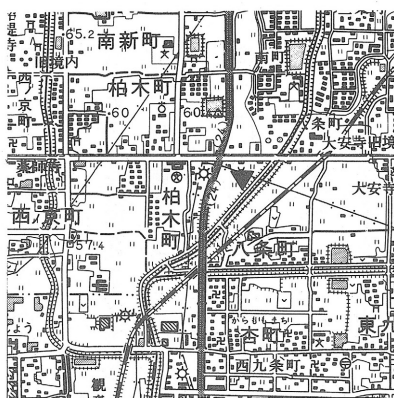


奈良・平城京跡左京七条一坊十六坪

- 1 所在地 奈良市八条町
- 2 調査期間 第二五二～二五五次調査 一九九四年(平6)五月～一九九五年四月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 町田 章
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(奈良・桜井)

大規模店舗建設に伴う事前調査である本調査では、平城京左京七条一坊十六坪の大部分と、それを取り囲む六条大路・東一坊大路・十五坪と十六坪の坪境小路、それに十五坪の北辺部の計一四〇五五㎡を調査した。その結果、十六坪内には、南北を二等分する位置に幅一m、深さ〇・二mの東西溝があり、

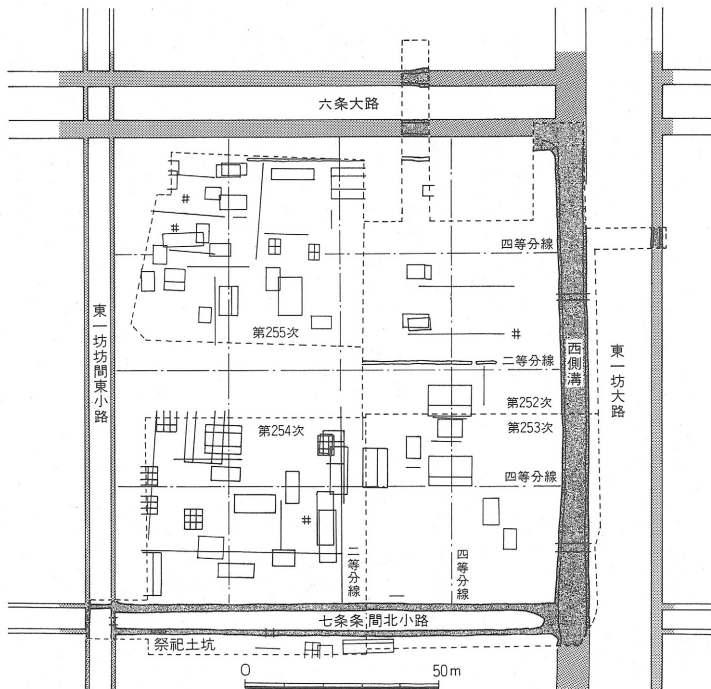
これによって同坪は奈良時代を通して、南半部と北半部に分かれ、それぞれが一体的な敷地であること、かつ両者ともその内部を東西に分けて利用していたことがわかった。なお奈良時代における遺構変遷は四時期(A・B期は奈良時代前半、C・D期は後半)に分けられる。

南半部では東西を二分する位置に南北塀があり、A・B期を通じてその東側中央部に桁行五間(柱間八尺)、梁行二間(同九尺)の身舎に南庇(庇の出九・五尺)が付く東西棟掘立柱建物(主殿)、その西側に桁行五間(柱間七尺)、梁行二間(同六・五尺)の身舎に東庇(庇の出九・五尺)が付く南北棟掘立柱建物がある。A期にはまた主殿の東南に小規模な南北棟建物S B三一があり、B期にはそれを少し東南に建て替えるとともに、主殿の北側に東西棟建物を建てる。またC期になると、これらの建物はすべて撤去され、中央北寄に桁行五間(柱間は中央三間は八尺、両端は九尺)、梁行二間(同八・五尺)の身舎に南庇(庇の出一〇尺)が付く東西棟掘立柱建物が造られ、D期になるとそれが同位置同規模で建て替えられるとともに、西南に小規模な南北棟建物が造られる。いずれの時期も、これらの建物群の南は空閑地となっており、十六坪南半部の東半は、少数の大型建物を整然と配する儀礼的空間とみられる。それに対し西半部は、各時期四～七棟の建物があり、その中には総柱の倉も含まれ、東半部に対して日常生活を賄うための空間と考えられる。

次に北半部では、中央部北寄りには、A・B期に桁行五間以上（柱間六・五尺）、梁行二間（同五・五尺）の身舎に南北両庇（庇の出八尺）が付く東西棟掘立柱建物があり、その周辺に小規模建物が散在する。C期になると中心建物はなくなり、北西部で新たに堀で区切った中に小規模な建物が建てられ、その東は空閑地となる。さらにD期には様相が変わり、五棟の建物が造られるようになる。いずれも東寄りでは遺構の密度がきわめて疎であるのは、削平を受けたためであろう。

この十六坪の周囲の道路では、北の六条大路は八m分検出したのみだが、南北両側溝の心々距離一四m強（四〇大尺）で、これまで知られている他の大路に比してかなり狭い。北側溝は幅四〜六m、深さ〇・八m、南側溝は幅四m、深さ〇・七mで、東一坊西側溝との合流点では、その幅を南北に広げる。

東一坊大路は、調査区東端でその西側溝を長さ一四二m分、東へ延ばしたトレンチ内で路面・東側溝を六m分検出した。大路幅は側溝心々で二二・五m。東側溝は幅三m、深さ〇・三mであるのに対し、西側溝は幅七・六〜八・三m、深さ一・二〜一・六mと規模が大きく、運河としての機能も果たしたとみられる。十六坪に面した二カ所に橋の跡とみられる杭や柱穴・石組などが残る。十五・十六坪坪境小路を西側溝は横断するが、そこには橋の痕跡は検出されていない。



左京七条一坊十六坪調査位置図

十五・十六坪坪境小路は調査区南端で、長さ一一五m分を検出。南北両側溝の心々距離は約七m（二〇大尺）。北側溝は幅一・八〜二・五m、深さ〇・三五〜〇・六m。南側溝は幅一・四〜二m、深さ〇・二五〜〇・四m。底から馬の頭部・脚部や人面墨書土器などを埋納した祭祀土坑が検出された。またこの小路の西端で南北の坪

境小路との交差点を検出している。

木簡が出土したのは、六条大路北側溝と東一坊大路西側溝である。六条大路北側溝の堆積は五層に分かれ、第四層から一点、最下層から二点の計三点出土した。

一方、東一坊大路西側溝の堆積層は大きくは五層に分けられる。そのうち下二層が奈良時代、上三層が平安時代に属する。木簡は総計八五四点（うち削屑四九六点）出土したが、すべて下二層からである。木簡に記された年紀には、天平二年(31)46(53)、天平二〇年(50)、天平勝宝五年(39)、天平宝字七年(8)、天平宝字(37)、宝龜三年(45)、宝龜七年(60)がある。なおその他の文字史料として、「神明膏」「道麻」「酒坏」などと記した墨書土器、「道」一字の木印があるが、印は捺すと左文字になる。

また注目されるのは、この西側溝から多量の祭祀関係遺物と生産関係遺物が出土したことである。祭祀関係遺物には人面墨書土器・ミニチュア土器（甕・竈・甑）・土馬・銅製人形・鉄製人形・木製人形・斎串・刀形・鉾形・小型素文銅鏡・銅鈴など、多種多様な遺物があるが、特に共鳴槽をもった琴形が二点含まれ、それには墨書があった（木簡64～67）。これらの祭祀関係遺物は、特に六条大路南側溝・坪境小路側溝との合流点、および西側溝に架かる二カ所の橋の両側に集中する傾向がある。しかしそれらが出土地点の近くで用いられ投棄されたのか、あるいは上流から流れてきたのかは明確

でない。祭祀関係遺物の年代は奈良時代後半～平安時代初頭と推定される。なお動物の骨も多く出土し、特に馬の四肢骨、下顎、歯が目立つが、これらも祭祀に関係する可能性がある。

また、生産関係遺物としては、ガラス玉鑄型・埴塙・鑄造用甌・炉・炉壁・鞆羽口・鉾滓・鉛切り屑・砥石・漆附着土器・刷毛など多種多様なものがある。

8 木簡の釈文・内容

六条大路北側溝

- (1) 茄子一斗 糖十〔斤カ〕
(116)×(14)×4 081
- (2) ×岐国寒×
(39)×19×3 081

東一坊大路西側溝

- (3) 「皇后宮職解申請
舍人事」
122×33×4 065*
- (4) 人
〔中務省移衛門府カ〕
〔夫カ〕
(113)×(8)×3 081
- (5) 符
下廿
直百五十文以二文
使
(275)×(21)×3 081*

- (6) 衛門府 右□□
 □故牒 (134)×(13)×2 081
- (7) 牒 松本□^{〔宅カ〕}
 (63)×(17)×3 081
- (8) 「寶字七年六月諸司繼文」
 諸司繼文 (題籤軸) (96)×36×7 061
- (9) 「主菜所 請」
 「无」白大豆五合
 □□用料□□ (154)×(19)×4 081
- (10) 「右命婦已下役夫」
 請□ (127)×(23)×5 019*
- (11) 請食一斗二升十一日□□^{〔朝夕カ〕} 今日夕二升
 十二日□□^{〔朝夕カ〕} 四升
 六月十三日□□^{〔案カ〕} 二升
 □□□□□□□□
 203×39×5 011
- (12) 「請塩八勺 □六月十六日案主生江乙万呂」
 256×24×3 011
- (13) 「間食式升給案主藏人等料」
 □□□□ 七月六日 269×(15)×2 081*
- (14) 「黒木作□材木「竈」一間古□比木十四枝「竈」
 十八日碎榧樽十村 得碎板□□枚
 □□合六百六十一 〓
 〓枚□□□
 (253)×(25)×5 081
- (15) 「<府進塩肆斗二升六合 料者>」
 < 十月廿一日 > 214×44×5 031
- (16) 「<穴師長嶋上田部水守進米五斗」
 166×18×1 033
- (17) □二升充玉作」
 五日阿門堀川」 (182)×29×3 019
- (18) 作皮管所
 ×月下番□□奉門部三
 □月下番□□^{〔門カ〕}
 (149)×(17)×4 081

- (20) 曾門 〔雅カ〕 右四人嶋村列 〓
中大伴門 右四人三龍列
 420×(29)×7 081*
- (21) □□十一史一府一中九左右二□□二〓
 〓雜工卅一〓
 (374)×14×2 081
- (22) 次官従五×
 (94)×(24)×2 081
- (23) 奈癸勝麻呂 (刻線) 船連玉麻呂
 従八位下川〓麻呂 多米宿祢嶋足
〔部カ〕 (260)×(25)×4 081*
- (24) □□山直加太名草郡上神郷戸主〓
 (179)×16×4 019
- (25) 〓在蓋盤四口 別笥一口 〓大盤一口
 □□九九八十一 八九七十一 七九六×
 (235)×37×7 019
- (26) 〓取松二人食〓 〔カ〕
 (140)×18×5 019
- (27) □□六十一人 用七升五□
 □□一千五百六隻 (62)×(9)×5 081
- (28) 〓河内国大縣郡家原□
 (91)×(13)×2 039
- (29) 〓伊勢国朝明×
 (79)×17×3 039
- (30) 〓志摩国英虞郡名〓× 〔錐カ〕
 (97)×(6)×5 081
- (31) 参河国八名郡多米郷□
 天平二年六月五×
 (120)×19×3 019
- (32) 〓駿河国駿河郡柏原郷山〓 〔田カ〕
〓真高錢六百文 〓
 113×21×3 032
- (33) 〓安房国安房郡白浜郷長□
 (121)×(7)×5 081
- (34) 〓三衆郷熟麻〓
 100×20×4 032
- (35) 〓美濃国武義×
 (121)×(14)×2 039
- (36) 〓敦賀郡返駅戸〓人万呂〓三斗
 198×30×6 032
- (37) 〓丹〓 〔後カ〕
〓天平〓 〔寶カ〕
 (139)×28×7 039
- (38) 〓播磨国〓
〓養錢〓× 〔大カ〕
 (67)×17×3 039

- (39) ・「<周防国大嶋郡務理郷平群部岡調塩二斗」
 ・「< 天平勝寶五年九月
 天平勝寶五年九月
 220×28×3 033
- (40) 「<讚岐国大内郡引×
 (104)×22×4 039
- (41) ・「讚岐国那珂郡子松郷庸米」
 ・「六斗
 155×24×4 011
- (42) 「伊与国浮穴郡二門郷白米壹×
 (100)×23×3 039
- (43) 「伊与国伊与郡桜井村庸米白□
 (101)×14×6 019
- (44) 「<宇和郡海部郷□知部万呂□□六斤」
 (207×25×4 032
 [平カ] [楚割カ]
- (45) ・「<大宰府貢交易油三斗□□
 (110)×28×3 039
 [五升カ]
- (46) ・「□上滑海藻五十斤」
 ・「□□二年閏六月七日」
 (172)×21×5 019
 [天平カ]
- (47) 「<布乃理」
 71×17×3 032
- (48) ・「鯛春須 具三升
 (73)×19×3 039
- (49) 「鮮鯿卅二斤
 (79)×(15)×3 051
- (50) ・「<曾祢高嶋
 天平廿年十二月十八日」
 125×19×2 032
- (51) 「牟毛都公万呂<」
 174×19×5 032
- (52) 味酒牧男□
 (89)×25×2 019
- (53) 「天平二年九月十九日来錢十四□
 (298)×(30)×3 051*
 [貫カ]
- (54) 「大和国忍海郡」
 (251)×37×5 011*
 (琴形)
- (55) 隱道道(二墨円)
 (216)×38×4 019*
 (琴形)
- (56) 「良□郡隱
 恋□伎隱應伎道廣廣麻郡」
 (255)×37×5 011*
 [部カ]
- (57) □隱郡郡(墨円)
 (208)×38×3 019*
 (琴形)
- (58) 「<封 >
 (165)×31×(4) 031
- (59) 右兵衛府
 091
- (60) 龜七□
 091

木簡の中には、官司に関係するとみられるものが多い。(3)は「皇
后宮職解」の文書木簡であるが、短冊形ではなく、左辺は文字のあ
る部分を斜めに切り、下半部も左右両側から斜めに切つて細くする
という二次的整形を受けている。また文書木簡としては長さは一
二cm強と短い、文章は続いている。したがつてこれは「解」の正
文ではないとみられる。(4)は中務省から衛門府に宛てた移、(7)は
「松本□」^{〔宅カ〕}宛の牒だが、差出は不詳。「松本宅」については、天平
勝宝四年四月の「写経所請経文」(『大日本古文书(編年)』一二卷二六
四頁、およびかつて平城宮南面西門(若犬養門)前の二条大路北側
溝から出土した木簡(奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡
概報』一五)に見える「松本宮」との関連の有無が注意されよう。
(8)は軸の頭部を板状に作りだした題籤軸であり、「諸司」から届い
た文書を貼り継いで保管するような部署で用いられたものである。
また衛府にかかわるものが目立つ。(4)(6)(19)は衛門府にかかわり、
59)には「右兵衛府」、(15)(21)には「府」という語が見える。

(20)は門の警備にあたる「列」の歴名であり、これだけではどこに
属する門かは不明であるが、「中大伴門」の門号は注目される。弘
仁陰陽寮式土牛条逸文には、大寒の日の前夜宮城諸門に立てる土牛
童子像の色を規定しているが、その中大伴門の名が見える。そし
てそれは延喜式と同条文と比較するとき、朱雀門に相当することは
明白である。『続日本紀』や木簡などから、朱雀門の名が既に平城

宮で用いられていたことは明らかであるが、一方で大伴門の名も使
われていたことは、宮内出土の木簡にその名が見えることからわか
る(本誌一六号参照)。恐らく公的には朱雀門と呼んだが、古来の大
伴門という呼称も並行して用いられていたであろう。

したがつて「中大伴門」は朱雀門に関連のある門号であり、平城
宮内にあつた門ということになるが、「中」から想起されるのが、
『続日本紀』天平神護二年(七六六)五月戊午条に見える「中壬生
門」である。それは大納言吉備真備が柱を中壬生門の西に立て、官
司に冤枉された百姓らにその下で訴えさせるようにしたという記事
である。壬生門は先の弘仁・延喜式などによれば、二条大路に面す
る宮の南面東門である。それに対し「中壬生門」については、いく
つかの説がある。天武朝難波宮以来、宮内の門は、内門(養老令で
は閤門。宮衛令集解宮閤門条所引古記説参照)・中門(宮門)・外門(宮城
門)の三重構造が基本であつたが、平城宮では外門である壬生門と、
中門である朝堂院門の間に、新たに朝集殿院門が成立し、それが壬
生門の内側の門だから中壬生門と呼ばれたとする説(直木孝次郎
『平城宮諸門の一考察』『日本書紀研究』一五)と、人々の訴えを直接
聞くという趣旨からして、壬生門と同じと解する説(岩波新日本古
典文学大系『続日本紀』四補注)、あるいは「中」は中央の意であり、
壬生門が第二次朝堂院の正面門として、朝儀に際して重要な機能を
有することからそう呼ばれたものとする説(奈良国立文化財研究所

『平城宮発掘調査報告』Ⅱ) などがある。

しかしここでもう一つ「中十宮城門」というタイプの門号の存在が明らかになると、それを宮城門と同じと解するよりは、その一つ内側の、中門相当の門にあてるほうが妥当ではなからうか。そうであるなら「中大伴門」は朱雀門の北側の門ということになる。平城宮ではそこには第一次朝堂院があり、それには朝集殿院が付属しないから、朝堂院の南門が「中大伴門」であろう。このように朱雀門の北に「中大伴門」があったとすると、平安宮では朱雀門の北側にあたる朝集殿院南門が「応天門」と呼ばれるようになることも理解しやすいと思われる。この理解に大過なければ、中門の警護にあたったのは衛門府と衛士府であったから(宮衛令集解宮門条所引古記説)、「中大伴門」を守る「三龍列」は門部ないしは衛士であろう。もう一つ同じ木簡に見える「曾^{雅カ}門」については、門号からは蘇我氏との関連が想起されるかもしれないが(管見の限り蘇我を曾雅と表記した例は見当たらない)、その位置は不詳である。しかし「中大伴門」と並記されているから、やはり中門にあたるのであろう。

荷札木簡が目につくのも特徴である。ただし③②の「六百文」は養錢であろう。養錢は衛士ないしは仕丁に対して国元から送られた錢であり、木簡はその荷札である。③⑧も同じである。したがってこれらも衛府関係木簡が多いという、先に指摘した特徴にかかわる可能性がある。④⑤大宰府の「交易油」に関連しては、延喜民部式下の交

易雑物条に大宰府の貢納品の一つとして「雑油卅石」が見える。

⑤④から⑤⑦までが、ほぼ同じ大きさの二点分の琴形に書かれたものである(巻頭図版二参照)。⑤④と⑤⑥が上板で、上端に五つの小孔、下端には五カ所の切り込みがあり、糸をかけるようになっていて、実際にかけた痕跡はない。⑤⑤と⑤⑦は底板である。ともに下端に目玉状の丸を墨で描いた部分があるが(⑤⑦は左半部が欠損)、上端には残存していない。本来の形は、底板の上下両端の部分に横に切れ目を入れて折り曲げ、前後の側板として斜めに立ち上げていたとみられる。またそれらとは別に逆台形の左右の側板があり、鋸歯状模様を墨線で描いている。それらを組み合わせると、ちょうど船のような形になる。そうすると⑤⑤⑦下端の二つの丸は、船の舳先ないしは艫部分に描かれていることになるが、『吉備大臣入唐絵巻』に見える吉備真備の乗る遣唐使船の舳先には、眼が描かれている。この二つの丸がそうしたものであるとすると、底板の文字も外側に書かれたことになるが、上板の文字が外側になるのかどうかはわからない。なお⑤⑦の墨円を描いた部分の裏側下端には、墨が塗られている。また底板の⑤⑤には二カ所、⑤⑦には一カ所、小さい孔がある。そこに棒を刺すというように、琴形の使用方法に関わるものである可能性もあろう。

⑤⑤⑥⑦の墨書は習書であるが、「道」「郡」「隠」などの共通する字があり同筆で、かつもとは同材であったとみてよい。また⑤④は大

和国忍海郡の名を書き、他の習書とは趣を異にするが、その「郡」字の右、材の右端にある墨付きは、55の三字目の「道」のしんによるの左下に続くものとみられる。したがってすべて一括史料とみてよい。54を含めていずれの文字も、琴形の板の中に上下はおさまっている。左右もほぼおさまっているが、先ほど指摘したことからすると、少なくとも54と55は字を書いてから板を切ったとみられる。しかしその場合も、板の中の文字の位置からすると、切ることを意識して字を書いたのではなからうか。あるいは既に切り整えた板を並べて、文字を書いたという可能性もないことはないが、その理由は考えにくい。また祭祀に用いる琴形に文字、それも多くは習書を記した意味はわからない。あるいは使用後に板を並べて書いたとも考えられようが、祭祀に用いた物の扱いとしては疑問が残る。なお54の郡名の意味ともども今後の課題である。

58「封」は、上下に切り込みがあるというその形態、「封」字は丁度上の切り込みの位置に書かれ、その中間に墨の途切れている部分があることから、封緘木簡であることは明らかである。裏面を調整していないのは、一枚の板を上から途中まで表裏に剝いで、紙を挟むようにしている封緘木簡と共通している。

このように内容的に注目される木簡が多く出土したが、それらの性格を考える時、これらを一括史料として扱ってよいのか、さらにそれに関連してどこで捨てたのかという問題がある。木簡の出土場

所も祭祀関係遺物と同じ傾向を示すが、西側溝がきわめて大規模な溝であることからすると、廃棄場所は一カ所とは限らず、またかなり上流から流れてきた可能性もある。十六坪の遺構には官衙の様相はあまり見られず、宅地の可能性が大きく、これらの木簡と結びつくとは考えがたい。西側溝を遡っていくと、平城宮東南隅に行き着く。平城宮内で用いられた木簡が、ここまで流れてきたという可能性もあろう。あるいは平安京では、京内に左右衛門府町・左右兵衛府町などがあつたことからすると、平城京内にも同種の施設があり、そこで廃棄された可能性も考えられよう。もちろんその場合でも、出土したすべての木簡にそれがあてはまるとは限らない。今後、西側溝上流部での発掘調査に注意すべきである。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所『一九九四年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』（一九九五年）

同『平城宮発掘調査出土木簡概報』三一（一九九五年）

（館野和己）